

<報道発表資料>

カテゴリー：県政一般

令和7年11月27日

令和6年分政治資金収支報告書の公表について

政治資金規正法の規定に基づき、政党その他の政治団体に係る令和6年分の収支報告書を県選挙管理委員会ホームページにおいて公表しました。

今回公表するのは、主として埼玉県内において活動を行うものとして県選挙管理委員会に届出されている政治団体から、令和7年8月29日までに提出された収支報告書です。

なお、その概要は下記のとおりです。

記

1 公表状況

令和6年分の収支報告書の公表団体は2,030団体で、対象団体の93.8%です。

(1) 令和6年分対象団体数及び公表団体数

区 分	政 党	その他の政治団体	計
対象団体	245	1,920	2,165
公表団体	243	1,787	2,030 (93.8%)

※参考 令和5年分対象団体数及び公表団体数

区 分	政 党	その他の政治団体	計
対象団体	249	1,907	2,156
公表団体	245	1,815	2,060 (95.5%)

※ 令和6年分、令和5年分ともに定期公表分

(2) (1)のうち国会議員関係政治団体数

区 分	政 党	その他の政治団体	計
対象団体	42	79	121
公表団体	42	74	116 (95.9%)

2 収入の状況

令和6年分の本年收入額（前年からの繰越額を含まない）の総計は46億9700万円（百万円未満四捨五入。表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。以下同じ取扱い。）で、令和5年分（定期公表分。以下同じ取扱い。）に比べて3億700万円減少しており、過去10年で6番目に多い額でした。

（1）本年收入額

総計	46億9,700万円（	3億700万円（6.1%）減
政党	31億6,700万円（	300万円（0.1%）減
その他の政治団体	15億3,000万円（	3億300万円（16.5%）減

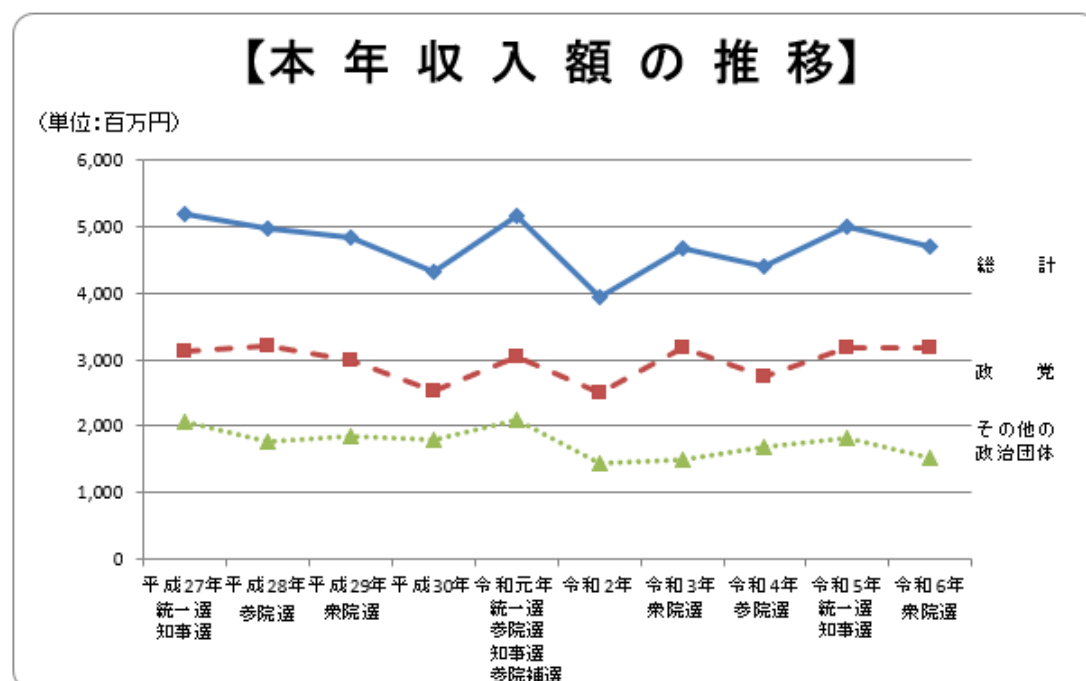
（2）収入の主な項目別内訳

① 寄附 19億8,500万円（1億6,100万円（7.5%）減）

〈寄附の主な内訳〉		
個人からの寄附	12億8,400万円（	4,700万円（3.6%）減
政治団体からの寄附	4億9,900万円（	1億5,200万円（23.3%）減
法人その他の団体からの寄附	2億200万円（	3,800万円（22.8%）増

② 交付金収入 17億5,500万円（2億2,700万円（14.8%）増）

③ 党費又は会費 6億800万円（4,300万円（6.6%）減）



（単位：百万円）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総 計	5,182	4,964	4,841	4,319	5,157	3,952	4,661	4,410	5,004	4,697
政 党	3,113	3,201	3,002	2,518	3,051	2,512	3,177	2,733	3,170	3,167
その他の政治団体	2,069	1,763	1,840	1,801	2,106	1,440	1,484	1,677	1,834	1,530

3 支出の状況

令和6年分の支出総額の総計は45億2,900万円で、令和5年分に比べて4億1,400万円減少しており、過去10年で6番目に多い額でした。

(1) 支出総額

総計	45億2,900万円 (4億1,400万円 (8.4%) 減)
政党	30億2,100万円 (2,900万円 (0.9%) 減)
その他の政治団体	15億900万円 (3億8,500万円 (20.3%) 減)

(2) 支出の項目別内訳

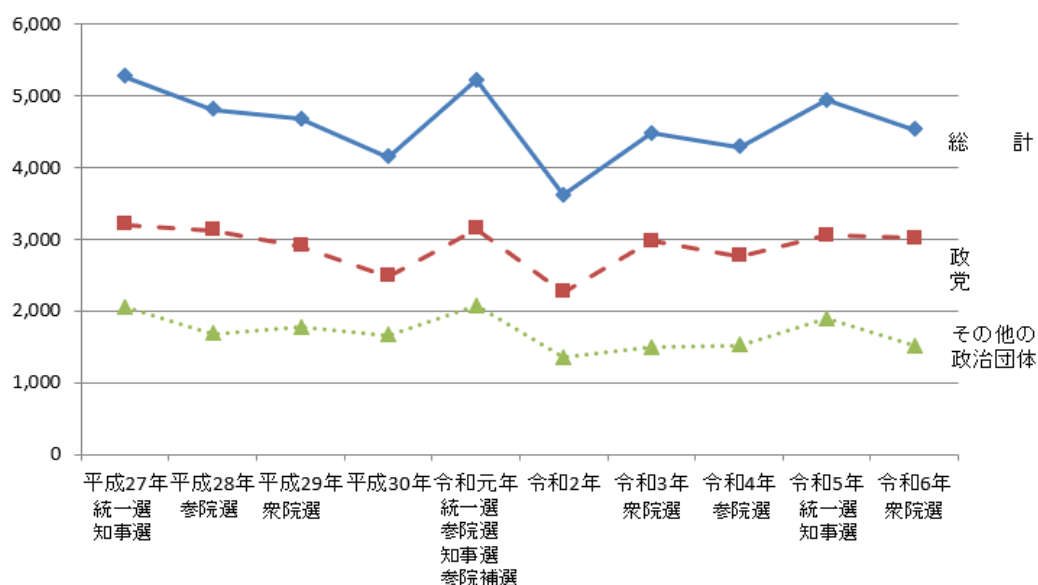
① 経常経費	18億200万円 (700万円 (0.4%) 増)
② 政治活動費	27億2,700万円 (4億2,000万円 (13.4%) 減)

〈政治活動費の主な内訳〉

寄附・交付金	10億2,400万円 (2億8,600万円 (21.8%) 減)
組織活動費	6億8,500万円 (300万円 (0.4%) 減)
機関紙の発行その他の事業費	6億2,500万円 (1億8,200万円 (22.5%) 減)

【支出総額の推移】

(単位:百万)



(単位:百万円)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総計	5,266	4,806	4,678	4,147	5,223	3,617	4,476	4,285	4,943	4,529
政党	3,207	3,123	2,902	2,487	3,143	2,267	2,979	2,762	3,050	3,021
その他の政治団体	2,059	1,683	1,776	1,660	2,080	1,351	1,497	1,524	1,893	1,509

4 政党別の収支の状況

令和6年分の政党の本年收入額は31億6,700万円で、令和5年分に比べて300万円減少し、支出総額は30億2,100万円で、令和5年分に比べて2,900万円減少しました。

政党名	本年收入額	支出総額
①日本共産党	12億6,000万円(4.1%増)	11億6,000万円(4.0%減)
②自由民主党	11億1,000万円(1.8%増)	10億3,900万円(1.9%増)
③立憲民主党	3億2,100万円(36.1%増)	3億1,500万円(36.0%増)
④公明党	3億300万円(32.9%減)	3億2,800万円(37.0%減)
⑤国民民主党	7,500万円(66.0%増)	7,500万円(84.0%増)
⑥日本維新の会	7,300万円(14.9%減)	7,800万円(2.3%減)
⑦参政党	1,300万円(65.4%減)	1,400万円(49.8%減)
⑧社会民主党	1,000万円(22.9%減)	1,000万円(26.8%減)
⑨れいわ新選組	200万円(-)	200万円(-)
合 計	31億6,700万円(0.1%減)	30億2,100万円(0.9%減)

※ 順番は本年收入額の多い順

5 政治資金パーティーの状況

令和6年分の政治資金パーティーについて報告のあった政治団体は16団体であり、その対価に係る収入の総額は1億8,300万円で、令和5年分に比べて3億5,000万円減少しました。

(参考)

1 「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
 - ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

(政治資金規正法第3条)

2 「政党」とは、政治団体のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
- (2) 次のいずれかの選挙において全国を通じた得票率が2%以上であるもの
 - ・ 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙
 - ・ 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選出議員選挙
 - ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙
 - ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙

(政治資金規正法第3条)

3 「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体をいう。

- (1) 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体
- (2) 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

なお、政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、(1)の政治団体とみなされる（(1)及び(1)とみなされる政治団体を「1号団体」、(2)を「2号団体」という。）。

(政治資金規正法第19条の7)

4 政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年の収支報告書を作成し、翌年の1月1日から3か月以内（国会議員関係政治団体は、5か月以内）に、その活動区域の区分により、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

(政治資金規正法第12条、第19条の10)

5 政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を、当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。

(政治資金規正法第8条の2)

6 都道府県選挙管理委員会又は総務大臣は、第12条の収支報告書を受領したときは、当該収支報告書が提出された年の11月30日までに、その要旨を公表しなければならない。なお、インターネットの利用その他の適切な方法により収支報告書を公表するときは、要旨を公表することを要しない。（政治資金規正法第20条）